鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正）

第１条　鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第１及び別表第２中「次長」を「部長」に改める。

別表第３中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教育委員会公印規程の一部改正）

第２条　鹿屋市教育委員会公印規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部改正）

第３条　鹿屋市教育委員会電子署名規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正）

第４条　鹿屋市立学校職員安全衛生管理規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程の一部改正）

第５条　鹿屋市教職員訓告措置等審査委員会設置規程（平成24年鹿屋市教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項及び第４条第２項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年７月３日から施行する。